

宇都宮市監査委員告示第13号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成20年9月16日に提出された宇都宮市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年11月17日

宇都宮市監査委員 五井 治夫

同 佐藤 千鶴子

同 小野里 豊

同 渡辺 道仁

## 宇都宮市職員措置請求監査結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

#### 2 請求書の提出日

平成20年9月16日

#### 3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

##### (1) 主張要旨

- ・ 宇都宮市は平成19年10月にテクノポリス遺跡において埋蔵文化財発掘調査を実施したが、これに従事した臨時職員の賃金の支払いが、適切に行われていないと考えられる。
- ・ 情報公開請求に対して公開された賃金の支出命令書によれば、25名の臨時職員に対して248日分の賃金が支払われている。しかし、公開された出勤簿は24名分のみで、しかも、そのうちの1名は当該月に勤務実績がなく、残りの23名の出勤簿上の勤務日数は230日にしかない。
- ・ 平成20年9月12日現在、公開した情報に誤りがあったとの連絡はない。

##### (2) 措置請求

宇都宮市長に対し、賃金の過払い部分を返還するよう臨時職員に対して請求する旨、勧告するよう求める。

#### 4 請求書の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成20年10月15日に受理を決定した。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求内容から判断し、平成19年10月にテクノポリス遺跡に係る発掘作業に従事した臨時職員の賃金に過払いがあったか否かを、監査対象事項とした。

#### 2 監査対象部局

監査対象部局を教育委員会事務局文化課とした。

#### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定により、平成20年10月22日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この際、新たな証拠の提出はなかった。

#### 4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関わる資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成20年10月22日に教育次長、教育委員会事務局副参事（文化振興担当）、文化課長、同課長補佐、同課文化財保護グループ係長等から陳述の聴取を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

##### (1) 埋蔵文化財発掘調査に係る臨時職員の任用について

教育委員会事務局文化課は、埋蔵文化財保護を目的として遺跡において確認調査や本発掘調査を実施する際には、人力による掘削、写真撮影補助、測量作業補助並びに遺物取り上げ及び機材運搬等諸作業補助を行わせるための臨時職員（以下「発掘作業員」という。）を任用している。

##### (2) 発掘作業員の休暇及び出勤簿の表示について

宇都宮市出勤簿取扱規程（昭和36年訓令第11号。以下「規程」という。）、宇都宮市臨時職員の任用等に関する要綱（昭和44年告示第92号。）及び行政経営部人事課が作成した「臨時職員任用の手引き」から、臨時職員の休暇及び出勤簿の表示のうち、発掘作業員に該当する部分をまとめると、下表のとおりである。

休暇種類	取得日数	取得単位	出勤簿表示
年次休暇(有給)	1年間の所定労働日数に応じ7日の範囲内で付与	1日	「有休」
その他の休暇(無給)	公務災害時に最大6ヶ月等	1日 時間	「無休」 「無休○」

なお、付与された日数の有給休暇を消費した後に私用等により勤務を休む場合は、欠勤の扱いとなり、出勤簿の該当欄に、1日単位の場合は「欠勤」、時間単位の場合は「欠勤○」と表示するものと定められている（規程第3条）。

また、休暇ではないが、発掘作業員の勤務が雨天等の事情により半日勤務となった場合は、出勤簿に「半日」と表示することとしている。

##### (3) 発掘作業員の賃金の算定について

発掘作業員の賃金の算定については、1日勤務日の出勤日数（1日単位の有給休暇の日数を含む）に日額単価 7,300円を乗じた額と半日勤務日の出勤日数に半日勤務の際の日額単価 3,650円を乗じた額との合算額に、超勤割増を加えた額を日給合計額とし、これに通勤割増を加えた額を支給総額としている。

##### (4) 発掘作業員の出勤日数等について

平成19年10月にテクノポリス遺跡に係る発掘作業に従事した臨時職員25人の、当該月の出勤簿並びに当該月分の賃金に係る支出負担行為決議書及びその添付書類を検証した結果は、以下のとおりである。

ア 出勤簿の状況

出勤簿への押印の状況並びに休暇及び欠勤に係る表示の状況を集計すると、下表（「3 監査委員の判断」において、「表1」という。）のとおりである。

職員	押印有り					押印無し		合計日数 ⑧ =①+⑥+⑦
	押印日数 ①	うち時間 休無し②	うち無休有り		うち半日 有り⑤	有休⑥	無休⑦	
			日数③	時間数④				
A	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
B	12日	11日	0日	0時間	1日	0日	0日	12日
C	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
D	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
E	9日	8日	0日	0時間	1日	0日	3日	12日
F	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
G	3日	3日	0日	0時間	0日	0日	9日	12日
H	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
I	7日	7日	0日	0時間	0日	0日	5日	12日
J	11日	11日	0日	0時間	0日	0日	1日	12日
K	12日	10日	0日	0時間	2日	0日	0日	12日
L	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
M	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
N	5日	5日	0日	0時間	0日	0日	7日	12日
O	6日	6日	0日	0時間	0日	0日	6日	12日
P	7日	7日	0日	0時間	0日	0日	5日	12日
Q	10日	8日	0日	0時間	2日	0日	2日	12日
R	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
S	12日	6日	0日	0時間	6日	0日	0日	12日
T	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
U	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
V	12日	11日	0日	0時間	1日	0日	0日	12日
W	11日	11日	0日	0時間	0日	0日	1日	12日
X	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
Y	12日	12日	0日	0時間	0日	0日	0日	12日
計	261日	248日	0日	0時間	13日	0日	39日	300日

注1：各項目の意義は次のとおり。

- (1) 「押印有り」の「押印日数①」とは、出勤印が押印されている日数
- (2) 「うち時間休無し②」とは、①のうち、時間単位の休暇や欠勤、半日勤務に関する表示がなされていない日数
- (3) 「うち有休有り」の「日数③」とは、①のうち、時間単位の有給休暇が表示された日数
- (4) 「うち有休有り」の「時間数④」とは、③で表示された時間の集計値
- (5) 「うち半日有り⑤」とは、①のうち、半日勤務である旨が表示された日数
- (6) 「押印無し」の「有休⑥」とは、出勤印が押印されていない日のうち、「有休」と表示された日数
- (7) 「無休⑦」とは、出勤印が押印されていない日のうち、「無休」又は「欠勤」と表示された日数

注2：平成19年10月の土曜日、日曜日、祝日及び発掘調査を行わなかった日を除いた出勤を要する日数は12日であり、各職員の合計日数（⑧）は、いずれも12日である。

なお、請求人が宇都宮市職員措置請求書に事実証明書として添付した平成19年10月分の出勤簿は、上の表に記載した職員のうち、J及びPの2人分が欠けている。これは、請求人が主張するとおり、情報公開請求に対する開示の際に欠けていたもので

ある。

#### イ 賃金内訳表の記載

支出負担行為決議書に添付された賃金内訳表を検証したところ、出勤及び休暇に係る日数は、下表（「3 監査委員の判断」において、「表2」という。）のとおりである。

1日勤務日の日数 ⑨	248日
半日勤務日の日数 ⑩	13日
1日単位の有給の年次休暇の日数 ⑪	0日
賃金 ⑫	1,857,850円
交通費 ⑬	49,630円
総支給額 ⑭=⑫+⑬	1,907,480円

なお、臨時職員毎に作成された臨時職員賃金支給内訳書を検証した結果、各職員の賃金、交通費及び総支給額の算定は正確に行われていた。

#### (5) 情報公開請求及び文書の公開の経緯

平成20年7月24日、請求人は、平成19年10月の臨時職員賃金に係る出勤簿、調査日誌、支出負担行為決議書及び支出命令書の閲覧を求める情報公開請求を行った。

同年8月7日、文化課は、情報部分公開決定通知書（同日付宮教文第975号）により、公開請求のあった文書について、非公開情報である個人の氏名及び印影を黒塗りした上で、8月8日に行政情報センターにおいて閲覧に供する旨を、請求人へ通知した。

同年8月8日、文化課は、行政情報センターにおいて、請求人に対して文書を公開したが、この際、テクノポリス遺跡において発掘作業に従事した臨時職員の出勤簿について、25名全員の出勤簿の写しを公開すべきところ、誤って、うち2名分の出勤簿を公開せず、逆に当該月には勤務実績のない臨時職員1名の出勤簿を公開した。

## 2 監査対象部局の説明

請求人が主張する 230日という日数は、平成20年8月8日に請求人に対して文書を公開した際に、2名分の出勤簿が欠落していたことによるものである。

正しい1日勤務日の出勤日数は 248日であり、出勤簿に押印された日数と、賃金内訳表に記載されている出勤日数は同数で一致している。したがって、賃金の支払いは適正に行われており、請求人が主張するような賃金の過払いはない。

なお、請求人は、宇都宮市職員措置請求書に「平成20年9月12日、この文章を書いています。文化課から、情報公開したものが間違っていたとの修正に関するご連絡はありません。」と記載しているが、これは事実と反する。実際には、平成20年8月22日に請求人が別件の情報公開のため来庁した際に、担当者が謝罪した上で欠落していた2名分の出勤簿を公開しようとしたが、閲覧を拒否されたものである。

## 3 監査委員の判断

平成19年10月にテクノポリス遺跡に係る発掘作業に従事した臨時職員の賃金に過払いがあったか否かについて検討する（以下、3ページの表1及び4ページの表2の数値を用いて説明するので、両表を参照されたい）。

該当する25人の発掘作業員の当該月の出勤簿を検証したところ、出勤印が押印された日数の合計は 261日（表1の①）であり、このうち、時間単位の休暇や欠勤、半日勤務に係る表示がなされていない日が 248日（表1の②）あった。また、押印はないが「有休」

と表示された日はなかった（表1の⑥）。

一方、当該発掘作業員の当該月分の賃金に係る支出負担行為決議書に添付された賃金内訳表を検証したところ、1日勤務日の出勤日数の合計は 248日（表2の⑨）であった。

以上、1日勤務日の出勤日数について、出勤簿と賃金内訳表の記載は完全に一致しており、請求人が主張するような日数の不一致は認められない。

請求人は、「出勤簿は、230日であります。支払は 248日であります。」と主張しているが、出勤簿における時間単位の休暇や欠勤、半日勤務に係る表示の無い日数 248日（表1の②）から、前記のとおり請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書に出勤簿が事実証明書として添付されていなかった J 及び P の2人分 18日〔表1の②のうち、J（11日）及び P（7日）の計〕を減じると、230日となり、請求人が主張する日数と一致する。

したがって、情報公開が適正に行われ、J 及び P の出勤簿が請求人に公開されていれば、出勤簿上の押印日数と賃金内訳表上の出勤日数は一致したはずである。

なお、1日勤務日のほかに、半日勤務日の出勤日数の合計日数 13日（表1の⑤及び表2の⑩）が、賃金支給の対象となっている。これに対する賃金も含めた総支給額 1,907,480円（表2の⑭）の算定は正確に行われており、賃金の過払いは認められない。

#### 4 結論

以上、宇都宮市長に対し、平成19年10月にテクノポリス遺跡に係る発掘作業に従事した臨時職員の賃金の過払い部分を返還するよう臨時職員に対して請求する旨、勧告するよう求めるとの請求は理由がないものと判断し、本件を棄却する。

## 第4 付記

今回の宇都宮市職員措置請求は、文化課が公開した文書に不備があったことに起因するものである。この結果、賃金の正確性に対する請求人の判断を誤らせるとともに、本市の情報公開制度の信頼性を損ないかねない事態を招いたことは、まことに遺憾である。

今後、情報の公開に当たっては、市民の十分な理解を得られるよう、制度の適切な運用に努められたい。

(以下、請求人から提出された請求書原文を掲載する。)

## 宇都宮市職員措置請求書 宇都宮市長に関する措置請求の要旨

平成20年9月16日

宇都宮市監査委員あて

住所 (略)

職業 (略)

氏名 (略)

### 請求の趣旨

宇都宮市は、平成19年10月に埋蔵文化財遺跡発掘調査（テクノ）を行っております。

しかし、臨時職員に対する賃金の支払いが、適切に行われておらないのではないかとの疑問が、情報公開資料によって発見されました。

即ち、出勤簿は、230日ありますが、支払は248日あります。

よって、賃金支払いが適正に行われているかの監査を地方自治法第242条第1項の規定により求めるものであります。不正が発見されれば、宇都宮市長に対して、賃金の過払い部分を返還するよう臨時職員に対して、請求することを求めるものであります。

### 請求の理由

宮教文第975号平成20年8月7日によれば、出勤簿は、230日分の賃金ですが、支払は248日分あります。（以下、情報公開時に公開された文書に不備があったことについて記載されているが、市の執行機関又は職員の財務会計行為等とは直接関係がないので、省略する。）

添付資料 お金を支払い行政経営課から入手した次の資料を添付いたします。

情報部分公開決定通知書

支出命令書「10月分臨時職員賃金（埋蔵文化財発掘作業補助テクノほか

支出負担行為決議書「10月分臨時職員賃金（埋蔵文化財発掘作業補助）テクノほか

平成19年10月分出勤簿

添付資料 (略)